

## 吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成 25 年 3 月 26 日 条例第 21 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）の規定に基づき市が行う歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関する施策の実施に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者をいう。以下同じ。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第 2 条 市民の歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたり歯科口腔保健に関する取組を日常的に自ら積極的に行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 市民が生涯にわたり地域において良質かつ適切な歯科口腔保健及び歯科医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策と連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

## (市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

## (歯科医療等業務従事者の責務)

第 4 条 歯科医療等業務従事者は、相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する従業員の歯科に係る検診（健

康診査及び健康診断を含む。以下同じ。) 及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自らが歯科口腔保健に関する知識と理解を深め、生涯にわたり日常生活における口腔清掃（歯及び口腔内に付着した汚れを取り除くことをいう。）及び定期的な歯科に係る検診に心掛け、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の実施)

第7条 市は、歯科口腔保健を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する事項（平成24年厚生労働省告示第438号）に定める基本的な施策及び8024運動（80歳になっても自分の歯を24本以上保つことを目的とした歯科口腔保健に関する取組をいう。）等を研究検討し、計画的に実施するものとする。

2 市は、前項に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進を図るために必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。